《資料編》

1 柏崎市第2次食育推進計画アンケート結果

☆アンケートの概要

○目的

- ・市民の食育に関する意識や食習慣、食の状況について把握する基礎資料とする
- ・食育推進計画の評価及び次期計画策定にいかす

○調査対象

・柏崎市に在住の 15~19 歳の 200 人、20 歳代~70 歳代の各世代 400 人、80~84 歳の 200 人 (無作為抽出)

○調査期間

・平成 28 年 7 月 19 日 (火) ~8 月 5 日 (金)

○調査方法

・住民基本台帳から無作為抽出し、郵送により配布、回収した 元気館へ直接提出することも可能とした

○回収状況

対象者	送付数	回収数	回収率
15~19 歳	200 人	62 人	31.0%
20~29 歳	400 人	99 人	24.8%
30~39 歳	400 人	156 人	39.0%
40~49 歳	400 人	144 人	36.0%
50~59 歳	400 人	180 人	45.0%
60~69 歳	400 人	243 人	60.8%
70~79 歳	400 人	263 人	65.8%
80~84 歳	200 人	126 人	63.0%
総計	2,800 人	1,273 人	45.5%

柏崎市第2次食育推進計画アンケート結果(15~84歳)n=1,273人

◆年 齢: 15~19歳4.9% 20~29歳7.8% 30~39歳12.3% 40~49歳11.3% 50~59歳14.1% 60~69歳19.1% 70~79歳20.7% 80~84歳9.9%

◆性 別: 男 45.2% 女 54.8%

◆家族構成: 一人暮らし 13.2% 夫婦二人暮らし 32.2% 二世代家族 (親と同居・子と同居) 43.5%

三世代家族 8.4% その他 2.2% 無回答 0.5%

◆職 業: 常勤(日勤)27.6% 常勤(夜勤あり)4.4% パート・アルバイト12.3%

自営業(農業・漁業も含む) 7.9% 専業主婦(自営業手伝い) 10.9% 学生 5.3%

無職 30.6% その他 0.2% 無回答 0.7%

1	「食育」という言葉を知っ	言葉も意味も知っていた45.1% 言葉は知っていたが、意味は知らなかった
	ていましたか	41.1% 言葉も意味も知らなかった 11.2%
2	「食育」に関心があります	関心がある 22.9% どちらかといえば関心がある 46.8% どちらかとい
	か	えば関心がない 16.6% 関心がない 6.8% 分からない 4.9% 無回答
		2.0%
2-2	「食育」に関心がある理由	子どもの心身の健全な発育のために必要だから 61.5% 食生活の乱れ (栄養バ
2-2		
	は何ですか(複数回答)	ランスの崩れ等)が問題になっているから 64.5% 肥満ややせ過ぎが問題にな
	n = 8 8 8	っているから 33.4% 生活習慣病(がん、糖尿病等)の増加が問題になってい
		るから 69.0% ノロウイルスや O-157 等の食中毒の発生など、食品の安全確
		保が重要だから 22.3% 食にまつわる地域の文化や伝統を守ることが重要だ
		から 23.4% 食料を海外からの輸入に依存しすぎることが問題だから 25.1%
		有機野菜など自然環境と調和した食料生産が重要だから 30.1% 消費者と生
		産者の間の交流や信頼が足りないと思うから 8.6% 大量の食べ残しなど食品
		廃棄物が問題だから 34.2% 自然の恩恵や食に対する感謝の念が薄れている
		から 34.1%
		0.7%
3	柏崎の「食育」を推進する	食習慣・栄養バランスについての普及啓発53.2% 「肥満」「やせ」の問題
	ためには、今後どのような	の改善 23.6% 基本的な食事マナーや礼儀作法の啓発 20.8%
	取組が必要だと思われま	歯やお口の健康に関すること 35.3% 地域の郷土料理や食文化の継承
	すか(複数回答)	30.9% 食の安全・安心に関する情報の発信 43.6% 地産地消の推進
		39.4% 農漁業を通じた生産者と消費者との交流 14.7% 環境への配慮
		(食べ物の廃棄やエコ活動など)25.9% 食を通じた地域振興(商店街や地域
		のイベントなど)の活性 24.9% その他 1.1% 特にない 4.9% わか
		5ない 4.6% 無回答 9.8%
	カヘナヘジーハナナル	
4	朝食を食べていますか	毎日食べる88.0% 週に4・5回食べる3.7% 週に2・3回食べる2.4%
		ほとんど食べない 4.9% 無回答 1.0%
5	野菜のおかず(漬物を除	3回40.0% 2回39.4% 1回17.3% 食べない1.6%
	く) は一日何回食べますか	無回答 1.6%
6	日頃の食事で朝食・昼食・	<朝食> 主食・主菜・副菜 61.0% 主食・主菜 13.6% 主食・副菜 4.0%
	夕食で食べるものに〇を	主菜・副菜 0.7% 主食のみ 14.4% 主菜のみ 0.4% 副菜のみ 0.5% なし
	つけてください	5.4%
		<昼食> 主食・主菜・副菜 68.9% 主食・主菜 9.0% 主食・副菜 10.0%
		主菜・副菜 0.9% 主食のみ 9.2% 主菜のみ 0.2% 副菜のみ 0.2% なし
		1.8%
		1.0% <夕食> 主食・主菜・副菜 85.4% 主食・主菜 2.9% 主食・副菜 1.8%
		マラミン 王良・王朱・副朱 65.4% 王良・王朱 2.3% 王良・副朱 1.8% 主菜・副菜 6.9% 主食のみ 1.2% 主菜のみ 0.5% 副菜のみ 0% なし
	<u> </u>	1.3%
7		ほぼ毎日 59.9% 週4・5回 3.5% 週2・3回 6.3% 週1回程度
	事をすることがどのくら	4.9% ほとんど食べない 20.3% 無回答 5.2%
	いありますか(1)朝食に	
	ついて	
	(2) 夕食について	ほぼ毎日 66.0% 週4・5回 5.7% 週2・3回 6.3% 週1回程度
		3.7% ほとんど食べない 11.2% 無回答 7.1%
8	食品を購入する際にどの	価格 77.8%
0		
	ようなことを意識します	食品添加物 28.4% 栄養表示 13.2% その他 2.4% 特に意識しない
	か(複数回答)	5.0% 分からない 1.5% 無回答 1.6%

	u = = A II t le li i i set	
9	地元の食材を優先して利	よく利用する 27.9% 時々利用する 39.7% あまり利用しない
	用しますか	17.1% 利用しない 4.2% 分からない 10.0% 無回答 1.1%
9-2	利用しないのはなぜです	身近に売っていない 24.4% 価格が高い 31.4% 産地がわからない 12.9%
	か(複数回答)n = 2 7 1	産地は気にしない 43.5% その他 10.3%
10	農作物を作ることに興	とてもある 26.0% まあまあある 37.9% あまりない 22.9% ない
	味・関心がありますか	10.2% 無回答 3.1%
11	仕事で携わる以外に、今まで	ある 60.2% ない 37.2% 分からない 1.3% 無回答 1.3%
	に農林漁業体験をしたことが	
	ありますか	
12	郷土料理(えご、ぜんまい煮 など地域の産物を使った昔か	よく食べる 24.7% まあまあ食べる 48.4% あまり食べない 22.4%
	など地域の産物を使うた旨が ら作られている行事食や旬の	食べない 3.7% 無回答 0.9%
	料理)を食べることがありま	
	すか	
12-2	食べない理由はなぜです	郷土料理を知らない 23.8% 郷土料理を作れない 39.5% 教わる機会がない
	か(複数回答)n=332	22.6% 作っても食べる人がいない 13.0% 食卓に出てこない 37.3% 食
		べたくない 12.7% その他 8.1% 無回答 1.8%
13	柏崎地域で特に生産、収穫	知っている 50.4% 知らない 42.3% 無回答 7.3%
'	される農水産物(野菜、海	MED 1.070
	産物、魚など)や加工品を	
	知っていますか	
1.1		
14	内臓脂肪症候群(メタボリ	
	ックシンドローム) につい	25.8% 知らない 2.7% 無回答 2.3%
	て知っていますか	
15	体の健康を保つために自	知っている 15.6% 少しは知っている 49.3%
	分の必要なエネルギー量	知らない 33.0% 無回答 2.1%
	や食事の量を知っていま	
	すか	
16	コマ型の「食事バランスガ	ある 55.5% ない 42.7% 無回答 1.7%
	イド」を見たことがありま	
	すか	
17	日頃こころがけているこ	決まった時間に食事をする 48.6% 三食食べる 76.8%
	とはありますか	主食(ごはん、パン、めん等)、主菜(魚、肉、卵、大豆を使った料理)、副
	(複数回答)	菜(野菜料理)をそろえた食事をする 59.2% 油を控えている 38.8% 塩
		分を控えている 51.5% 間食 (菓子や甘味飲料) を控えている 38.8% よ
		く噛んで食べる 32.7% 腹八分目にする 33.2%
		旬の食材を使うようにしている 40.1% 安全な食品を購入するよう
		にする45.9% 無駄や廃棄を少なくした食事をする32.0%
		よいマナーで食事をする 19.2% 食に対して感謝の気持ちをもつ
		36.4% 地域の行事食や食事の知恵などを伝える4.6% 栄養補助
		食品(サプリメント)を利用している 13.1% その他 1.3% はにない 4.4% 無同窓 1.3%
1.0	※宝に供こて金口はむ 艹	特にない4.4% 無回答1.3%
18	災害に備えて食品や水、熱源等を供養していますか	備蓄品がある(1人3日分程度)22.7% 備蓄品がない23.3% 円常の買い買き程度47.1% (22.7%) 無同僚の
10.0	源等を備蓄していますか	日常の買い置き程度 47.1% 分からない 4.3% 無回答 2.7%
18-2	備蓄品の内容について	【食品等】 飲料水 83.0% レトルトやフリーズドライ等の飯や粥 44.6%
	n = 2 8 9	カップ麺 64.4% 乾パン 27.0% 肉や魚のレトルトや缶詰 65.1% 野菜
		料理のレトルトや缶詰 12.1% 果物の缶詰やドライフルーツ 22.8% イン
		スタントみそ汁やスープ 55.7% 野菜ジュースや果汁 32.9% その他
		7.6% 無回答 0.3%
		【特別な食品】赤ちゃん用粉ミルク 1.4% 離乳食 0.7% アレルギー食 0%
		栄養補助食品 6.2% その他 0.3%
		【その他】カセットコンロ 80.3% カセットコンロのボンベ 75.4% 紙コ
		ップ 64.4% 割り箸 78.9% ラップ、アルミホイル 75.1% 使い捨
		て食器等 43.9% 歯ブラシ 61.2% キシリトールガム 12.1% 洗口剤(マ
		ウスウォッシュ、デンタルリンス) 23.9% マッチ、ライター等 58.5%
		携帯カイロ 43.9% 懐中電灯 93.4% 携帯ラジオ 72.7% 毛布
		48.8% その他 11.4% 無回答 3.1%
		10.070 00710 11.170 ////2010 0.170

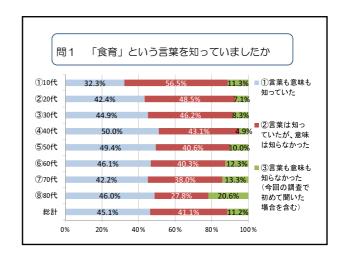
柏崎市第2次食育推進計画アンケート結果 (年度の比較、年代別比較)

食育の認知度について

問1 「食育」という言葉を知っていましたか

食育の言葉も意味も知っていると回答した人は45.1% と平成24年度と比較して増加した

	①言葉も意味も 知っている	②言葉は知っている が意味は知らない	③言葉も意味も 知らない
H28年度	45. 1%	41. 1%	11. 2%
H24年度	42. 5%	42. 1%	14. 0%

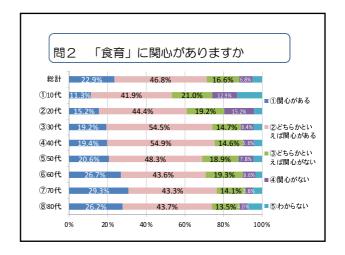


食育の関心度について

問2 「食育」に関心がありますか

食育に関心がある、どちらかといえば関心がある人を合わせると69.7%と、平成24年度が68%と若干増加した

	①関心がある	②どちらかと いえば関心 がある	③どちらかと いえば関心 がない	④関心がな い	⑤わからない
H28年度	22. 9%	46. 8%	16. 6%	6. 8%	4. 9%
H24年度	22. 5%	45. 5%	18. 4%	5. 6%	5. 8%



問2-2 「食育」に関心のある理由

生活習慣病(がん・糖尿病等)の増加が問題である、次いで、食生活の乱れ(栄養バランスの崩れ)が問題である、子どもの心身の健全な発育のために必要だからの順で多かった

問3

柏崎の「食育」を推進するためには、今後どのような取組みが必要だと思いますか

食習慣・栄養バランスについての普及啓発、次いで、食の安全・安心に関する情報の発信、地産地消の推進の順で多かった

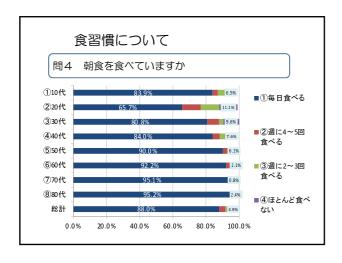
食習慣について

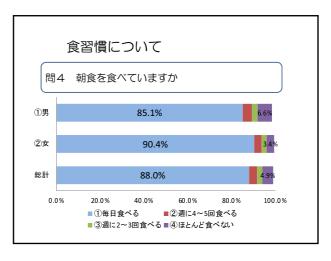
問4 朝食を食べていますか

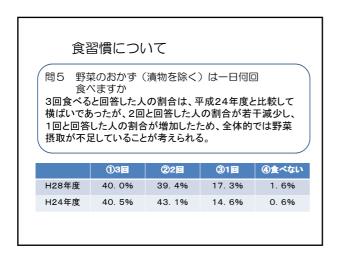
朝食を毎日食べると回答した人の割合は平成24年度と 比較して、ほぼ横ばいであった。ほとんど食べないと回答 した人が若干減少した。

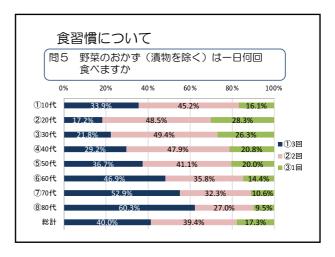
	①毎日食べる	②週に4~5 回食べる	③週に2~3 回食べる	④ほとんど 食べない
H28年度	88. 0%	3. 7%	2. 4%	4. 9%
H24年度	87. 7%	4. 3%	1. 7%	5. 6%

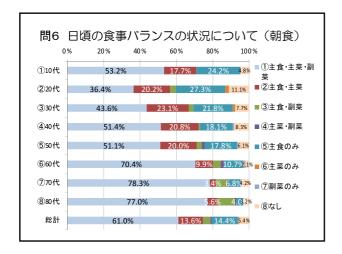
柏崎市第2次食育推進計画アンケート結果 (年度の比較、年代別比較)

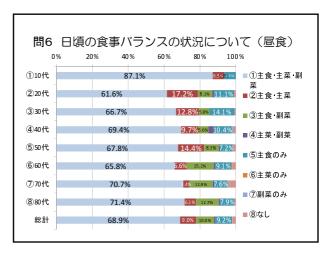


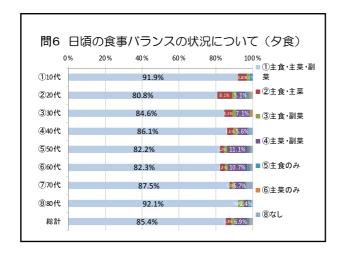






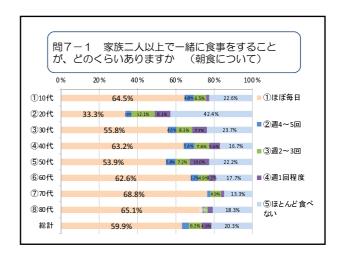




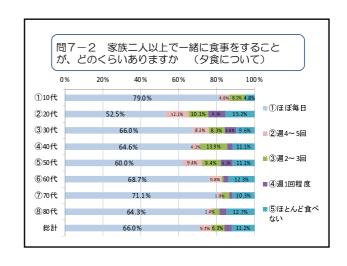


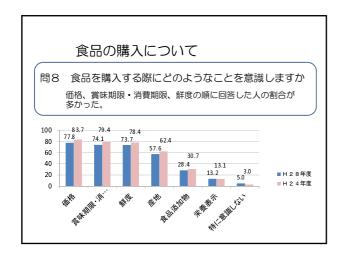
食習慣について 問6 日頃の食事バランスの状況について (問6 日頃の食事について、朝食、昼食、夕食に食べる物に○をつけてください) 主食・主菜・副菜をバランスよく摂取している人の割合は朝食 61.0%、昼食68.9%、夕食85.4%だった。 平成24年度と比較するといずれも増加していた。 主食・主菜・副菜 を摂取している割合 ①朝食 ②昼食 ③夕食 H28年度 61.0% 85. 4% 68.9% H24年度 51.6% 59. 6% 82. 4%

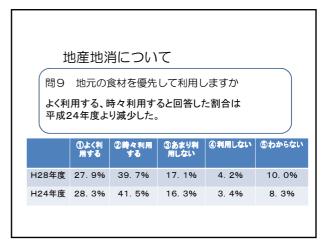
共食について 問7-1 家族二人以上で一緒に食事をすること が、どのくらいありますか (朝食について) ほぼ毎日、週4~5回と回答した人の割合は減少した。 ②溫4~5回 ③溫2~3回 40週1回程度 ⑤ほとんど 食べない H28年度 59.9% 3.5% 6.3% 4.9% 20.3% H24年度 62.0% 6.1% 5.9% 4.6% 19.4%

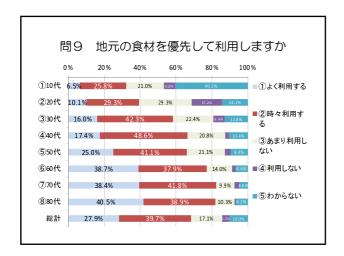


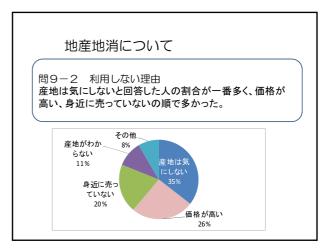
共食について 問7-2 家族二人以上で一緒に食事をすることが、 どのくらいありますか (夕食について) ほぼ毎日、週4~5回と回答した人の割合は減少した。ほとんど 食べないと回答した人の割合が増加した ④週1回程 ①ほぼ毎 ②週4~5 ③過2~3 食べない H28年度 66.0% 5. 7% 6.3% 3.7% 11.2% H24年度 73.5% 6.1% 7. 2% 3.1% 8. 2%



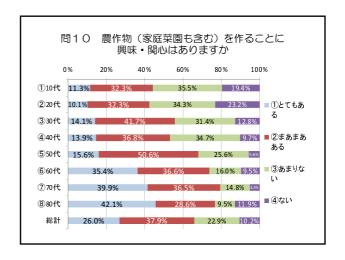








地産地消について 問10 農作物(家庭菜園も含む)を作ることに興味・ 関心はありますか とてもあると回答した人の割合は若干増えたが、まあまああ ると合わせると平成24年度より減少した ①とてもある ②まあまあある ③あまりない **@ない** H28年度 26. 0% 37. 9% 10. 2% 22. 9% H24年度 24. 5% 42. 2% 19.7% 10.7%



地産地消について

問11 仕事で携わる以外に、今までに農林漁業 体験を経験したことがありますか

体験をしたことがあると回答した人の割合は平成24年度 と比較するとほぼ横ばいであった

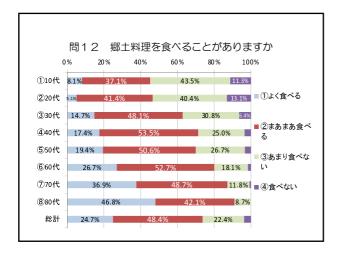
	①ある	②ない	③わからない
H28年度	60. 2%	37. 2%	1. 3%
H24年度	60. 7%	33. 3%	1. 0%

地産地消について

問12 郷土料理を食べることがありますか (郷土料理とは、えごやぜんまい煮など地域の産物を使った昔から作られている行事食や旬の料理)

よく食べると回答した人の割合は平成24年度より 減少した

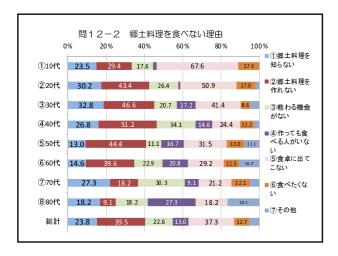
	①よく食べる	②まあまあ 食べる	③あまり 食べない	④食べない
H28年度	24. 7%	48. 4%	22. 4%	3. 7%
H24年度	31. 9%	45. 6%	16. 8%	3. 9%



地産地消について

問12-2 郷土料理を食べない理由

食べない理由は、10,20代では半数以上が食卓に出てこないからと回答しており、次いで、郷土料理が作れないと回答している。30~60代では郷土料理が作れないが一番多く、次いで、食卓に出てこない、郷土料理を教わる機会がないと回答している。



地産地消について

問13 柏崎地域で、特に生産、収穫される農水産物(野菜・海産物・魚など)や加工品を知っていますか

知っていると回答した人の割合が平成24年度 より増加した

	①知っている	②知らない
H28年度	50. 4%	42. 4%
H24年度	45. 6%	48. 8%

地産地消について

問13 柏崎地域で、特に生産、収穫される農水産物(野菜・海産物・魚など)や加工品を知っていますか

もぞく(もずく)、えご、鯛と回答した人が海草や魚で多く、まこもだけ、節なりきゅうり、柿と回答した人が野菜で多く鱈の親子漬け、鯛の子塩辛が加工品で多かった

食と健康について

問14 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)について、内容を知っていますか

平成24年度と比較して、内容を知っている人が増加した

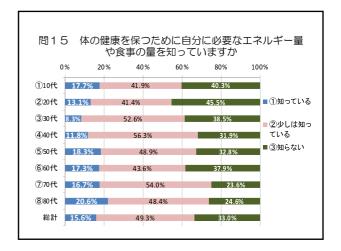
	①内容を 知っている	②言葉は聞いた ことはあるが、 内容は知らない	③知らない
H28年度	69. 2%	25. 8%	2. 7%
H24年度	65. 5%	30. 1%	1. 7%

食と健康について

問15 体の健康を保つために自分に必要なエネルギー量や食事の量を知っていますか

知っている人と回答した人の割合が少し増加し、少しは知っていると回答した人の割合とあわせても、やや増加していた

	①知っている	②少しは知って いる	③知らない
H28年度	15. 6%	49. 3%	33. 0%
H24年度	12. 7%	48. 3%	36. 9%

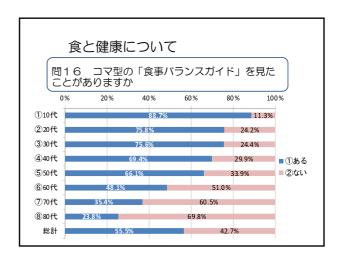


食と健康について

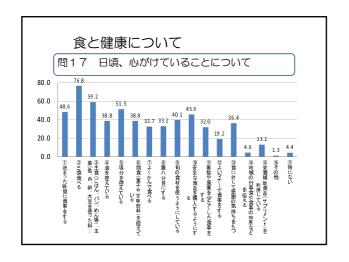
問16 コマ型の「食事バランスガイド」を見たことがありますか

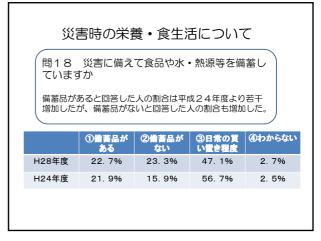
見たことがあると回答した割合が10代は88.7%、20代は75.8%、30代は75.7%と高いが、年代が上がるにつれて低くなっている。

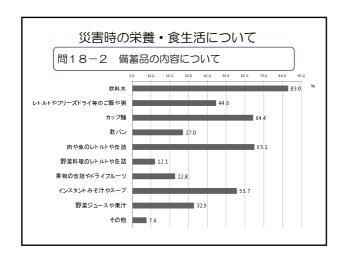
	①ある	②ない
H28年度	55. 5%	42. 7%
H24年度	56. 3%	41. 7%

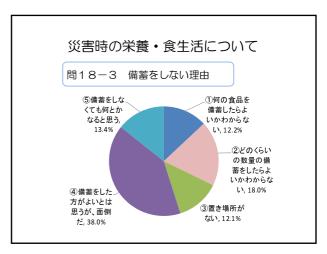


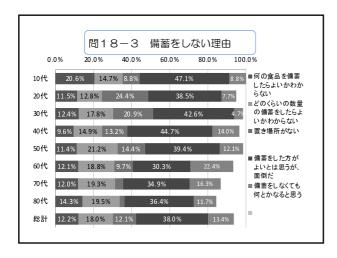
柏崎市第2次食育推進計画アンケート結果 (年度の比較、年代別比較)











・子どもの健康、家族の笑顔のために大切である・家族・仲間とおいしく食べられる環境を作るのが大切である・心と体の発達、歯の健康との関連が大いにあると思う・家庭の中で学ぶことが少なくなっているから、義務教育のうちの教育が大事だ。親の価値観、生活レベルの差があり、家庭では難しい・柏崎の郷土料理や柏崎産の特産品をもっとPRしてほしい・ランチフェアがとても良かった。このような形で地産地消を推進してほしい・災害時の食糧備蓄に関しては、保管場所の制限、賞味期限で無駄が出る、経済的に備蓄が困難。独居の高齢者には、持ち出す量的にとても難しい・独居老人世帯への支援をしてほしい・健全な食生活を送るには、経済的な余裕がないと難しい

2 計画の策定経過

日時	会議名等	内 容
平成28年7月19日~ 8月5日	アンケートの実施	
平成29年5月22日	第1回庁内食育推進連絡会議	・第2次食育推進計画の評価 ・市民のめざす姿、世代別の食の現状 と課題の検討
平成29年6月27日	第2回庁内食育推進連絡会議	・目標項目と目標値(案)を検討 ・今後の取組(案)について
平成29年7月11日	第1回食育推進会議	・第2次計画の評価と第3次計画の骨子について ・めざす姿と重点目標の確認
平成29年9月26日	第3回庁内食育推進連絡会議	・目標値の決定・行政の行動計画(案)の検討
平成29年10月19日	第2回食育推進会議	• 計画(素案)提示
平成29年11月24日	文教厚生常任委員協議会	第3次食育推進計画(素案)について 説明
平成29年12月5日~ 平成30年1月5日	パブリックコメント	・計画(案)の公表
平成30年1月23日	第4回庁内食育推進連絡会議	第3次食育推進計画(案)の最終検討
平成30年2月16日	第3回食育推進会議	第3次食育推進計画(案)の最終確認
平成30年3月6日	文教厚生常任委員協議会	第3次食育推進計画(案)の報告

3 柏崎市食育推進会議委員名簿

委員 (任期:平成28年4月1日~平成30年3月31日)

区分	所 属	所属における 役職等	氏 名
(1号委員) 医療関係者	柏崎市歯科医師会	ほほえみ歯科医院院長	山口 憲司
(2号委員) 教育•児童福祉	社会福祉法人 なかよし福祉会半田保育園	園長	関口・恵美子
関係者	柏崎市立第一中学校	栄養教諭	今井 佑
(3号委員) 関係機関等の 代表者等	柏崎地域振興局健康福祉部	地域保健課長	佐藤 淳子
	柏崎市食生活改善推進員協議会	会長	岡嶋 洋子
	新潟県栄養士会柏崎支部		青木 章子
	柏崎食品衛生協会	副会長	市川昌平
	新潟県立こども自然王国		春日 美帆
	柏崎・刈羽農村地域生活 アドバイザー連絡会	会長	米山(マチ子)
	柏崎鮮魚商協同組合	副理事長	水地 学
(4号委員) 柏崎市食の地産 地消推進会議を 代表する者	柏崎市食の地産地消推進会議の 代表者		吉田・惠子
(5号委員)			櫻井 さなえ
公募による者			柳 均

事務局

所属	職名	氏 名
福祉保健部	部長	宮崎 勝利
健康推進課	課長	佐藤 徹
健康推進課	課長代理(地域保健係長)	坪谷 町子
健康推進課 健康増進係	係長(保健師)	広田 多恵子
健康推進課 健康増進係	主任(歯科衛生士)	相沢 朋代
健康推進課 健康増進係	主任(栄養士)	金子 幸子
健康推進課 健康増進係	主査(栄養士)	佐藤 佳誉子
健康推進課 健康増進係	主任(栄養士)	大橋 庸子

4 食育基本法

施行期日 平成 17 年 7 月 15 日 法律第 63 号

日次

前文

第1章 総則(第1条-第15条)

第2章 食育推進基本計画等(第16条一第18条)

第3章 基本的施策(第19条一第25条)

第4章 食育推進会議等(第26条-第33条)

附則

21 世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民

の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

- **第3条** 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。 (食育推進運動の展開)
- **第4条** 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域 住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あ まねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

- **第5条** 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、 積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。 (食に関する体験活動と食育推進活動の実践)
- **第6条** 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の青務)

第9条 国は、第2条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

- 第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に 従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関 心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、資本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所 を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力す るよう努めるものとする。
- 2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する政策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

- 第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。 (法律上の措置等)
- 第14条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第15条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

- 第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。
- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 2 食育の推進の目標に関する事項
 - 3 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 4 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第1項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣 に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。 (都道府県食育推進計画)
- 第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。
- 2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。 (市町村食育推進計画)
- 第18条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画 及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策について の計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。
- 2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身

又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。 (地域における食生活の改善のための取組の推進)

- 第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。(食育推進運動の展開)
- 第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者 若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。
- **2** 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

- 第23条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼 関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を 図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等 における体験活動の促進、農林生産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内にお ける消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。 (食文化の継承のための活動への支援等)
- 第24条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が 国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施 策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

- 第25条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

- 第26条 内閣府に、食育推進会議を置く。
- 2 食育推進基本会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 1 食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 2 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の 実施を推進すること。

(組織)

- 第27条 食育推進会議は、会長及び委員 25 人以内をもって組織する。 (今長)
- 第28条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理する。

- **3** 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。 (委員)
- 第29条 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - 1 内閣府設置法 (平成 11 年法律第 89 号) 第 9 条第 1 項に規定する特命担当大臣であって、同項の 規定により命を受けて同法第 4 条第 1 項第 18 号に掲げる事項に関する事務及び同条第 3 項第 27 号の 3 に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)
 - 2 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 3 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の仟期)

- 第30条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。 (政令への委任)
- 第31条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。 (都道府県食育推進会議)
- 第32条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。
- **2** 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。 (市町村食育推進会議)
- **第33条** 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその 実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。
- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日法律第49号) 抄

(内閣府設置法の一部改正)

第2条 内閣府設置法の一部を次のように改正する

第4条第1項に次の1号を加える

17 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第4条第3項第27号の2に次の1号を加える

- **27の3** 食育推進基本計画(食育基本法(平成17年法律第63号)第16条第1項に規定するものをいう。) の作成及び推進に関すること。
- 第40条第3項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議 食育基本法 少子化 社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

5 新潟県柏崎市食育推進会議設置条例

平成 25 年 12 月 18 日 条例第 59 号

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)の基本理念にのっとり、市民、保健医療関係者、教育・児童福祉関係者、関係機関等が連携しながら、食育の推進に関する施策を検討することにより、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性が育まれるよう法第33条第1項の規定に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を 市長に答申するものとする。
 - (1) 法第 18 条第 1 項の規定に基づき定める柏崎市食育推進計画の策定に関すること。
 - (2) 前号の計画に関する施策の実施、進行管理及び評価に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、食育の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 保健医療関係者
 - (2) 教育・児童福祉関係者
 - (3) 関係機関の代表者等
 - (4) 新潟県柏崎市食の地産地消推進条例(平成 24 年条例第 42 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき設置する柏崎市食の地産地消推進会議の代表者
 - (5) 公募による者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (推進会議)
- 第6条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 推進会議には必要に応じて専門部会を設け、専門的及び技術的な事項について検討を 行うことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 委員の委嘱のために必要な手続きは、この条例の施行の日前においても行うことができる。 (特例措置)
- 3 この条例の施行の日以後最初に開催される推進会議は、第6条第1項に規定にかかわらず市長が招集するものとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

4 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表 1 中

Γ	歯科保健推進会議委員	1日につき	6,400 円	11	J
	-				
を					
Γ	食育健推進会議委員	1日につき	6,400 円	11	
	歯科保健推進会議委員	1日につき	6,400 円	11	

に改める。

附則(平成29年3月23日 条例第13号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

柏崎市第3次食育推進計画

発行: 柏崎市福祉保健部健康推進課

〒945-0061 新潟県柏崎市栄町18番26号

電話 0257-20-4213 FAX0257-22-1077

E-mail kenko@city.kashiwazaki.lg.jp
URL http://www.city.kashiwazaki.lg.jp